

納税は住み良いまちづくりの第一歩です

『真珠のようにきらり輝く鳥羽』を実現するための大切な財源である市税の種類やくらしと税のつながりなどについてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎(25) 1132
 特別滞納整理係 ☎(25) 1136

くらしと税のつながり

わたしたちの暮らしは、市・県・国からさまざまな公共サービス^{サービス}の提供を受けています。身近な例では、学校・道路・上下水道・公園などの公共施設の整備や教育・福祉・環境・消防（救急）などの公共サービスがあります。

これらの公共施設の整備や公共サービスは、市民生活の基盤や地域社会の環境整備を行うためのものであり、わたしたちが安心して豊かに暮らしていくためにはなくてはならないものです。この、当たり前だと思っていることが、実は税金によって賄われているのです。

このように税は、わたしたち市民が社会の一員として暮

らしていくための貴重な財源となつていきます。

夜間納税相談窓口のご利用を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納めることができない場合は、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付することができます。

また、昼間に納税や納付相談ができないかのために、平日（祝日を除く）の午後9時まで、税務課（市民文化会館2階）にて夜間納税相談窓口を開設しています。事前予約の上、利用してください。

※主な市税の種類と納期限は、以下のとおりです。

もしも税金がなかったら…

救急車が有料に



請求書
XXXXX 円

医療費がすべて自己負担に

前はもっと安かったのに…

受付・会計



医療費
XXXXX 円

平成26年度 市税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます（1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくこととなります）	6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日				
固定資産税 都市計画税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日				
軽自動車税	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、該当年度の4月1日現在の所有者に賦課されます。	6月2日							
国民健康保険税	国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	平成27年2月2日	平成27年3月2日